

「対話と実行」実施要領

第1 趣旨

「対話と実行」を県政運営の基本姿勢とし、知事が地域の現場に足を運び、地域の方々の率直な対話を通じて地域の強みや実情を把握するとともに、地域の声を庁内で共有して県政に反映させる。さらに、解決すべき課題や必要と考えられる施策について、官民協働で取り組んでいくことで、県勢浮揚に向けて全力で挑戦を続け、県民の皆様が将来に希望を持てる県づくりを目指す。

第2 基本的な考え方

「対話と実行」は、テーマごとに行う「対話と実行座談会」と市町村ごとに行う「対話と実行行脚」の2つの手法により実施する。

1 「対話と実行座談会」

- (1) 県が進める各分野の政策の中から庁内協議によりテーマを選定し、年3回程度開催する。
- (2) 選定されたテーマに関連する地域の現場を訪問し、視察や意見交換を行うことで議論を深める。

2 「対話と実行行脚」

- (1) 平成28年3月から概ね3年間に、県内の全市町村を訪問する。
- (2) 市町村ごとに、原則1日をかけて地域を回る。

第3 実施方法

1 「対話と実行座談会」

- (1) 参加者
 - ①県民側 テーマに関連する活動を行っている方やテーマに関心のある県民の方
 - ②県側 知事、テーマを所管する部局長等
- (2) 意見募集等
事前に、県ホームページ等を通じてテーマに関する意見を募集するとともに、座談会の傍聴者を募り、幅広い県民の意見を施策に反映させていく。
- (3) 実施体制等
 - ①実施体制 座談会ごとに、テーマを所管する部局が主体的に運営することとし、広報広聴課が補佐する。
 - ②実施内容の検討 開催する座談会ごとに、視察先や意見交換会の会場及び進行方法等について効果的な実施内容を検討する。

2 「対話と実行行脚」

- (1) 参加者
 - ①市町村側 取組現場等の住民の方、市町村関係者
 - ②県側 知事、地域本部（地域産業振興監）、福祉保健関係者、必要に応じて訪問先の取組内容を所管する部局関係者（課長等）

(2) 対話の内容

地域の実情や取組状況を把握するため、市町村長の推薦を受けて、次のような取組現場を訪問し、地域の方々と対話を行う。

- ①地域アクションプラン
- ②地域おこし活動
- ③あったかふれあいセンターなどの福祉活動
- ④中山間地域の集落
- ⑤防災活動、災害時危険地域
- ⑥インフラ整備の課題地域 など

(3) 意見交換会の設定

市町村長や地域からの希望がある場合は、地域の集会所等で意見交換会を実施する。

第4 実施結果のとりまとめ

1 「対話と実行座談会」

座談会開催後、テーマを所管する部局において、議事録や意見への対応についてとりまとめ、広報広聴課へ報告する。

報告を受けた広報広聴課において、議事録等を庁内に提供し、併せて県ホームページで県民に紹介する。

2 「対話と実行行脚」

広報広聴課長は、知事の訪問先での対話の内容や地域の方々との意見交換の内容を記録し、庁内で共有する。

また、訪問先での対話等の状況を「活動状況」として県のホームページで、県民に紹介する。

第5 事務局

事務局は、広報広聴課におく。

附 則

- 1 この要領は、平成28年2月1日から施行する。